

議 長	事務局長	次 長	係 長	書 記

全員協議会要点記録
(閉会中)

会議名	全 員 協 議 会			
開会日時	令和 3年 11月19日 (金)	9時00分	開会	
	令和 3年 11月19日 (金)	14時11分	閉会	
場 所	第1委員会室			
出席者数	在籍者16名中、16名出席			
出席議員	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博	
	武岡 隆文	新田 和明	芦田 宏治	
	山根 温子	先川 和幸	児玉 史則	
	大下 正幸	山本 優	熊高 昌三	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—	
	—	—	—	
欠席議員	—	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事 務 局 長	森岡 雅昭	事 務 局 次 長	國岡 浩祐
	総 務 係 長	藤井 伸樹	総 務 係 主 査	日野 貴恵

<p>事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・議長あいさつ ・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会のうごき (2) 委員長等報告 (3) その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 常任委員会の例月開催について (2) 政務活動費による調査研究（研修または先進地視察への参加）取扱い基準について (3) 地域懇談会の日程について (4) 委員会会議録のホームページでの公開及び委員会の YouTube 配信（ライブ・録音）について (5) 令和4年度予算編成について (6) タブレット（ペーパーレス）について (7) 議員研修の開催について <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント研修 ・ダイバーシティ研修 (8) 閉会中の継続調査について 5. その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会だよりに関する協議について (2) 各種審議会委員の選出について 6. 議員間討議事項について
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1. 開 会 【9:00】

○石飛副議長 ただいまから全員協議会を開会する。
開会に当たり議長より挨拶をいただく。

2. 議長あいさつ

○宍戸議長 皆さんおはようございます。寒さも、朝夕日に日に深まってきている状況だが、こうして皆さん全員の出席ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染も、今のところ少しずつ収まりつつあるのではないかとの話もあるが、テレビ等ニュースで見ると第6波の感染再拡大という情報も報道もされている。手洗いうがい、マスクの着用はこれからはしばらくは続くと思うが、皆さん健康にはしっかり留意しながら、議会の使命を果たすべく、議会活動をよろしく願います。

3. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○石飛副議長 それでは会議日程沿って議事を進める。
これより議長報告等に入る。議会の動きについて、議長より報告いただく。

○宍戸議長 11月15日(月)全国過疎地域連盟第52回定期総会が、東京メルパルクホールで開催された。この定期総会については、令和4年度の過疎対策関係補正予算施策に関する決議を行い、同じく要望をまとめて決定をされている。

その決定を受けて私と事務局長で、東京における国会議員、広島県関係議員の斎藤国土交通大臣、それから石橋議員、それから16日に森本議員。それから宮口議員。それから宮沢議員に決議書と要望書を持参した。内容については控室のほうへ置いておくので、一読していただければと思う。

それとあわせて、全国議長会の事務局本橋さんとお会いして、これまでの議会の課題等についての意見を聞いた。これからの安芸高田市議会、どのように進めていったらいいかということも聞いている。また機会があれば話をさせていただく。

○石飛副議長 ただいま議長から説明があったとおりで、質疑等あるか。

○先川議員 先日の日曜日に知事選挙があったが、知事に当選されたので、議長、議会として何か行かれたかどうか。

○宍戸議長 14日(日)県知事選挙投票日があり、湯崎知事の当選報告会に出席した。湯崎知事と話をし、議長とも話をした。それから副知事2名にも会い話をした。短い時間だが玉重県会議員が案内してくれたので、話が出来た。一応報告をしておく。

○先川議員 翌日、東京へ出張される中で大変だったと思う。御苦労さまでし

た。

○金行議員

それを含めて今日全員協には執行部がないから、もし分かれば、市長は東京へ出張だったと聞いているが、副市長は行ったのか。もし、事務局のほうで分かれば報告だけお願いします。

○石飛副議長

事務局は分かるか。

○森岡事務局長

私のほうでは把握をしていない。

○石飛副議長

ほかに何かあるか。

(なし)

ないようなので以上で議長報告を終わる。

続いて委員長等報告に移る。各委員長等から報告があればお願いします。

(2)委員長等報告

○熊高議会運営委員長

11月10日に議題がたくさんあるが、議会運営委員会を行った。この12月に始まる令和3年第4回の定例会の運営について、ならびに後ほど報告する諸課題についての検討をした。

○山根総務文教常任委員長

市議会の動きを見ていただきたい。10月27日協議会を行い、八千代の丘美術館の休館について、さらに八千代B&G海洋センターについてを所管事務調査として閉会中の継続審査を行い、そこに向けて市長の出席要請、執行部の出席要請をするということを委員会として決めた。

ここには書いていないが、11月5日に議長、委員長、そして事務局長3名で市長に、閉会中の所管事務調査についての出席を要請に参った。これについては受けかねるという結果であったが、下の協議事項の(8)閉会中の継続調査の中で詳細について話し説明をする。

11月10日、13時30分より総務文教常任委員会、閉会中の常任委員会を開催した。内容については継続審査になっていた陳情要望「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し」についての審査1件、そして次に生涯学習施設に関することを挙げて協議した。

○大下産業厚生常任委員長

11月5日に広島県後期高齢者医療広域連合議会の全員協議会と、続きまして令和3年第2回の広域連合議会の定例会に出席をしてきた。資料は控室にあるので御覧いただきたい。

○金行予算決算常任委員会

(なし)

○新田議会広報特別委員長

先月の全員協議会で、今回、市長が広報あきたかたに掲載している市政の動きに関して、議会広報特別委員会のほうで事実をきちんと伝え、納得できるまとめ方ということで提案していただいた。

17日議会広報特別委員会の協議会を行い、掲載内容と広報の発行に関して議論を尽くしてきた。発行に関する手法は、意見を残念ながらまとめ切ることができなかった。また主な意見としてそもそも

広報あきたかたに市政の動きが掲載された時、なぜ抗議しなかったのか。今からでもするべきではというような意見と、あと特別号にするべきではない、市長の場外乱闘に乗るべきではない、なぜ議長・副議長が4者会議に欠席しているのか、きちんと事実に基づき掲載し発行するべき、個人に対する掲載は出さなくてよいのではという意見が委員会でもとまった。また、特別号などで発行しないで議会のホームページに掲載する方法がよいのではとの意見をいただいている。

結論として、全員協議会に戻して皆さんで判断いただきたいというのが、委員の総意である。12月議会広報また臨時号など今後の方向性を協議いただきたいということと、今回の掲載の意味や理由など目的として、なぜ掲載することになったのか、市民にわかりやすく見出しなどをつけていくことが必要なのではないかというような意見をいただいている。

今、話ししたとおり、課題である発行と目的についての2点を協議していただきたい。

ここでちょっと一旦、議会広報で作成した素案を皆さんに見ていただければと思う。

○森岡事務局長

この件について、5番のその他で「議会だよりに関する協議について」を設けている。そこではいかがか。

○新田議会広報特別委員長

わかりました。今、話しをした内容が、17日の議会広報特別委員会協議会での内容になる。それでは後ほどまた説明申し上げる。よろしく願います。

○秋田監査委員

10月21日に例月出納検査を行った。内容的には例月のとおり、現金や通帳、上下水道の監査を行った。

○熊高芸北広域組合議会議員

12月23日に定例議会を行う予定となっている。12月7日議会運営委員会があるので、その日に最終決定するが、12月23日議会開催予定ということで、何か皆さんから広域環境組合等に意見等あれば担当議員に伝えていただきたい。

○石飛副議長

その他の会議で何かあるか。

(なし)

ただいまの委員長等報告に対して、皆さんから質疑等あるか。

(なし)

質疑がないようなので、以上で委員長等報告を終わる。

(3)その他

○石飛副議長

次に議長報告の(3)その他に移る。

皆さんから次回に取上げられたい案件や協議の議題等について意見があれば伺う。

(なし)

ないようなので次に進む。

4、協議事項

(1) 常任委員会の例月開催について

○石飛副議長

「常任委員会の例月開催について」を議題とする。

○熊高議会運営委員長

ご覧のようにかなりの量があるので、一つずつ協議をしていきたいと思う。

全員協議会の横ものの資料で報告をする。まず1番の「常任委員会の例月開催について」協議に至った経緯というのはここに書いてあるが、最後の協議結果について申し上げ、後ほど詳細については事務局から報告をさせる。

議会として常任委員会の例月開催の要望は受けないことになった。市長に対する回答は議長が口頭で行うこととし、内容等は議長に一任することになった。主な意見として、委員会は正式に調査をする場であり、意見交換するのであれば全員協議会で行うべきである。

2点目は、議会は全員協議会の出席を拒んでいない。報告は従来どおり全員協議会で行うべきという意見があった。詳細について、事務局から説明をさせる。

○森岡事務局長

それでは、「常任委員会の例月開催について」の説明をする。

資料1をご覧いただきたい。「常任委員会の例月開催について」を議会運営委員会で協議するに至った経緯だが、この資料1の添付資料として2枚目に付けているが、市長から「常任委員会の例月開催について」という文書が届いている。この内容については、全員協議会への提出案件に係る一連のやりとりの中で、これは裏面に一連のやりとりがあるが、この中で議会側から全員協議会の議会での市長報告は、各常任委員会で受けることが適当と判断しているとの回答があった。

しかし、総務文教、産業厚生両常任委員会は、原則、定例会の会期中しか開催されず、適宜性を欠く。十分な情報提供、意見交換の機会を確保するため、両常任委員会を例月開催するよう要望するという文書が参り、このことを議会運営委員会で協議したものである。

資料1の表面に戻り、例月開催を行う上での検討課題というところでこの資料をもとに協議をしたものである。

一項目、閉会中の継続調査。課題として執行部は閉会中の継続調査の申出をした事件以外の報告はできない。付記として全ての事務事業について、閉会中の継続調査の申出を行う必要があるということになってくる。それからもう一つ、通年会期制を採用すればこれ

は可能となる。

それから二項目、委員会の開催。課題として常任委員会の日程を2日間確保、または、同日に2委員会を開催する必要がある。予算決算に関する報告がなされる場合は、3日間確保または同日に3委員会を開催することが必要となってくるという課題がある。

それから三項目、協議・調整。これは先ほどの市長からの文書の中、アンダーラインが引いてあった部分がある。十分な情報提供、意見交換の機会を確保するためというところの中であるが、この課題に、委員会は審査または調査を行う場であり、協議調整の場ではない。また、議案の事前審査にならないように注意する必要がある。

会議規則第166条に、協議、調整の場として、全員協議会を以下のとおり規定しているということで、会議規則の抜粋第166条のそれぞれ4項目までを記載している。

それから、本市の会議規則に係る申合せ事項、これについても抜粋を掲載させていただいている。付記として委員会において、執行部と意見交換を行う場合、委員の発言、意見は委員個人の意見であり、委員会の意見ではないことを留意する必要がある。委員会の意見は、委員間で協議、討議を行いまとめた上で決定をされる。全員協議会は、意思決定をする会議でないため、執行部との意見交換事項に関して、議員間での協議、討議、採決はなされない。各議員の考え方を参考に聞くことはできるが、各議員の意見が議会の意思と誤認されないように留意する必要があるということで付記をしている。

こういったことで、いろいろと協議をした結果、先ほど議会運営委員会の委員長が報告をしたとおり、議会として常任委員会の例月開催の要望は受けられないという結果になったものである。

○熊高議会運営委員長

補足をする。添付資料の、市長から議長あての「例月開催について」という文書の裏面があるが、この資料は11月10日の議会運営委員会には出ていなかった。この内容について検討はしていないので、もしこの内容について意見等があれば、議長なり事務局のほうで答えるようになると思う。

○石飛副議長

ただいまの説明について、皆さんから意見があるか。

○秋田議員

ただいまの報告です。私は議運の協議結果をここに掲げてあるが尊重したいと思う。

ただ、一つ前から思っているのは、やはり執行部の報告事項をなかなか聞く場がないということになると、市民に対しての説明責任等も難しい部分があるので、私としては全員協議会等何か報告を受けるといふ形か、もっと飛躍すると通年会期制も出ているので、そ

こらあたりの対応をしっかりと考えていただきたいと思うが、議長の考えはどうか。

○宍戸議長

秋田議員の質問に答える。市長報告はあくまで市長の報告であり、議会の報告ではないと考えている。よって、市長は市民に対して報告をする責任も義務もあるのではないかと私は思っている。

ただ議会という存在は、議員の代表である合議体なので、市長は積極的に議会に対して説明をする必要があるのではないかと、これは市長の考え方一つです。

よって、市長が報告しない部分について、議会が聞いてない部分を市民に対して説明をするということとはできない。市長の気持ち次第だと思う。

それからここで申し上げたいのは、安芸高田市議会は、定例で全員協議会を設けているが、そこへ市長は出席しない。報告はそこではしない。常任委員会をもって行くと宣言しているので、結果的には年に4回しかないということである。

先ほど事務局からも説明をしたが、常任委員会は、所管事務調査で挙げられている以外には閉会中は開催できないので、必然とそこで載せる報告はできない。

それが一つと、通年議会を私も以前申し上げ、議運でも申し上げていたが、このことについて、実は11月15日東京へ出張したときに、全国議長会の事務局へ参り、本橋副部長さんに意見を聞いてきた。今の状況では全国的に、一時は通年議会というのが流行ったときもあるが、今はだんだん通年議会をしたところもやめておる。通年議会は、メリットも確かにあるが、デメリットのほうも大きいという話をしていただいた。これからどういうふうな取組になるかは、これから私も研究をしていきたいと思うが、なかなか困難なこともあるようである。

そういうことで、まだまだこの通年議会というのは、一つの大きな課題を乗り越えるためには、しっかり調査研究する必要があるというふうに考えている。

○秋田議員

議長の考えはよく分かった。やはり通年議会をできないし、常任委員会の例月開催もできないということになると、やはり執行部の接点は、全員協議会的ということで行っていかなければいけないという気がするので、ぜひともそういった方向を考えていただきたいと要望する。

○石飛副議長

要望ということですね。

ほかに何か質疑はあるか。

○山本(数)議員

市長から常任委員会の例月開催についての申し出の文書だが、そ

の文面の中で裏面参照というのがある。一連のやりとり（裏面参照）の中で、議会側から全員協議会での市長報告は、各常任委員会で受けることが適当と判断しているとの回答があったというのは、市長が議会側からこういう回答があったということを示しているように思えるが、その証拠はこの裏だと書いてある。この裏を読んでどこがそれになったのか教えてもらいたい。この裏は何の書類か。

○森岡事務局長

裏面は、執行部側のいわゆる覚書、記録である。執行部が記録をしていることについて、これを見てくださいということで、1番下の10月6日に、議会側から「全員協議会での市長報告は、今後は各常任委員会で受ける事が適当と判断しているとの回答があった。」これは事務レベルでの回答である。執行部の職員から確認があったので、以前にこういうことを決められているということで返答したのがこの日であるということである。

ですから実際には、定例4者会議に遡るが、定例4者会議の日付としては、4月27日定例4者会議の中で全員協議会での報告案件についての確認で、議長が確認をされている。「確認をさせてください。今まで市長の報告事項が全員協議会であったこともあるんですが、聞くところによると委員会で報告する方針だと、それでいいですか」という確認をされている。市長のほうで、「基本がそれだと伺った。委員会主義というものがあって、そのために委員会があり、委員長がいるのであればそれに則るのが一番適切な対応だ」という認識です。何でもかんでも全員協に放り込むというのはむしろ無作法ではないかというのが私の認識です。」ということで市長が答えている。

答えに対して議長は、「むしろ正規なやり方ですね、そのことを確認してほしいということがあったもので。」ということでその確認が終わっている。

そういうやりとりを受けて議長のほうで、全員協議会での市長報告は今後は各常任委員会で受けることが適当と判断しているという答えをしている。

○山本(教)議員

4月17日の4者会議の場と思うが、議長のほうから容認するような発言をしているがいいのか。

そういうものを書かれているように、むしろ常任委員会で受けることは適当と判断すると言って4月17日に返事していることと、このたび例月開催の申し出があったことに対して、話がこれとは違う申し入れなのか。

その時はそう言ったが、この流れの中で常任委員会でやるべきものじゃないということになっていったのか。単純に聞いたら、これ

は駄目だと言って、時が経ってやりましようと言ったらそれは駄目だと言ったような気がするので、筋が通らないのではないかと思うが。

○森岡事務局長

これはちょっと切離して考えたほうが良いと思う。議長は、全く常任委員会での市長報告は受けないと言っているわけではない。市長報告を今までも常任委員会の中で受けてきている経緯があるから、それをタイムリーに報告をしたいので例月で開催してくれというのがこの申入れの文書にある。

それは難しいという議運での判断なので、市長報告を委員会で受けないということではないので、そこのところは切離して考えられたほうが良いと思う。

○石飛副議長

ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

ないようなら、議会運営委員会 11 月 10 日開催の協議結果について承認し、そのように決定してよろしいか。

(異議なし)

異議なしということで、11 月 10 日の議会運営委員会には、協議結果について承認したということで、そのように取り計らう。

(2) 政務活動費による調査研究(研修または先進地視察への参加)の取扱い基準について

○石飛副議長

次に「政務活動費による調査研究(研修または先進地視察への参加)の取扱い基準について」議題とする。

○熊高議会運営委員長

それでは一覧表の 2 のほうを御覧いただきたい。

「政務活動費による調査研究(研修または先進地視察への参加)の取扱い基準について」ということで協議をし、協議結果は、政務活動費による調査研究(研修または先進地視察への参加)は、別紙コロナ禍における調査研究の取扱いに記載の、出張に関する考え方及びその他の基準に従って行う。詳細については、事務局から説明をする。

○森岡事務局長

「政務活動費による調査研究(研修または先進地視察への参加)の取扱い基準について」の説明をする。

資料 2 を御覧いただきたい。10 月 20 日の全員協議会において協議した内容について、基準が必要ということで議会運営委員会で協議をしたものである。

「コロナ禍における調査研究の取扱い」1 の出張に関する考え方、これまでの考え方、それから全国市議会議長会の通知による考え方ということで書いている。

1 つ目、政務活動費による調査研究(研修または先進地視察への参加)の取扱いは、原則として安芸高田市職員の出張に関する取扱いに

準じるということでもきています。

それから2つ目、全国市議会議長会からの通知、他都市への行政視察の取扱いについて、これは裏面に付けているが、これに記載の他都市への行政視察の際の配慮を行うというものである。

2として、その他の基準として出張に係る判断は以下の基準についても十分配慮するものとするとしている。

その前に、全国市議会議長会からの通知について裏面の記載を御覧いただきたい。他都市への行政視察の取扱いについて、これは本年10月28日の通知である。緊急事態宣言が9月30日に解除をされたが、全国市議会議長会では昨春の感染拡大を受け、令和2年4月1日付のもので他都市への行政視察の自粛について要請をし、その後、緊急事態宣言の解除を受けて同年5月27日付けで、他都市への行政視察を計画する際には政府の基本的対処方針や各都道府県の指針等を踏まえ、適切に対応されるよう要請している。

今回緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が全て解除となったことを受け、全国市議会議長会としても、上記各要請については解除するが、今後も第6波の到来が見込まれるなど、いまだ完全な終息には至っておらず、依然として感染拡大の防止に取り組まなければならない。

各議会においては、委員会等で他都市への行政視察を実施される際には、引き続き各地の感染状況及び国、関係都道府県等の方針を踏まえ、視察先の議会及び執行機関の意向等にも配慮しつつ、基本的な感染防止対策を徹底した上、適切に計画するようよう願うというものである。

緊急事態宣言も解除され、各都道府県で実施していたまん延防止措置が広島県も解除となっている。ただ、解除となっているが、大手を振っているところへ行けるというものではないので、それぞれの都道府県で出ているものを確認しながら、委員会等の視察等を行うものである。

これを受け2のその他の基準、資料2に戻っていただき、2のその他の基準で、出張に係る判断は以下の基準についても十分に配慮するものとするとしている。

種別として一つ目、調査研究に係る事前確認、緊急事態措置、または、まん延防止等重点措置、これが実施される地域への出張は認めない。

1つ目、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認することとし、感染リスクが高い地域への出張は認めない。

2つ目、調査研究に係る「政務活動計画書」及び、「旅費等支出

簿兼行程表は、当該調査研究の10日前までに議長へ提出することから、出張する前日においても移動先の感染状況等を確認することとする。

種別の2つ目、広島県が感染防止対策を講じた場合の基準、これは2つある。

1つ目、広島県が緊急事態措置、またはまん延防止等重点措置を実施すべき地域に指定されたときは、県内外にかかわらず、出張を認めない。

2つ目、広島県が緊急事態措置、またはまん延防止等重点措置を解除し、集中対策期間に移行した場合においても、県内外にかかわらず出張を認めない。

それから種別3その他でだが、2つ挙げている。

1点目ウェブによる参加が可能な調査研究は、原則としてウェブにより参加することとする。

2つ目、出張における会食等はコロナウイルス感染の予防に関する物理的な対策が講じられている飲食店等を利用することとするということで、取扱いを明文化したもので、これを先般の議会運営委員会の中で協議し決めた。

○石飛副議長

ただいまの説明について皆さんから意見があるか。

(なし)

ないようなので、コロナ禍における調査研究の取扱いについては、出張に関する考え方、その他の基準に従うことに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定した。

以上で、「政務活動費による調査研究(研修または先進地視察への参加)の取扱い基準について」の件を終わる。

(3)地域懇談会の日程について

○石飛副議長

次に「地域懇談会の日程について」を議題とする。

○熊高議会運営委員長

「地域懇談会の日程について」だが、10月20日に協議し、議会運営委員会に、一応協議をなさいということで受けていたが、協議結果について次のとおり開催日程を調整し、全員協議会へ提案するというので、本日この日程を提案した。

当初は、2月下旬から3月上旬ということで調整をしていたが、会場や条件によって議会運営委員会でも方向を決めたものと多少違うところがあるが、それについては、事務局のほうから詳しく説明をさせる。

○森岡事務局長

「地域懇談会の日程について」の説明をする。

先ほど、熊高委員長からもあったが、全員協議会で開催を決定し、

日程の協議を議会運営委員会で行った。協議結果等のところを見ていただくと、次のとおり開催日程を調整し、全員協議会へ提案するというので、資料3を御覧いただきたい。

① 1月23日午前・午後②1月29日午後③2月5日午前④2月6日午前・午後

当初、この地域懇談会の日程について議会運営委員会の中では、冬期であるし、凍結、降雪等があった場合を考慮して、夜間は難しいという前提で、1月29日、30日、それから2月5日、6日この土日で昼間に開催しようと話を進めていた。事務局で各文化センターの空き状況等を確認する中で、1月29日、30日、それから5日、6日、全て埋めていくということが難しくなった。というのが、30日についてはもう文化センター等で予定をしていた甲田、向原、吉田が埋まっていたという状況があり、1月30日は開催が難しい。そういったことを踏まえ、1週間前倒しし、1月23日開催を視野に、正副委員長と協議をした。

結果、1月23日(日)、甲田、向原の会場、甲田が午前、向原が午後となった。

それから1月29日、これが高宮会場、午後からと考えている。それから下へおり、2月5日、美土里会場、午後からと考えている。ここで一つ記載のミスがあり、協議結果のところ、3番のところの協議結果等というところの表を見ていただきますと、③の2月5日(土)、午前となっていますが、これは午後の間違いですので、訂正をお願いしたい。

それから、翌日の2月6日の午前午後で八千代フォルテ、それから、吉田クリスタルアージュと現在のところを決めさせている。

さらに、あわせてこの1月23日、29日、2月5日、6日、いずれかで、開催が出来なかった場合、予備日として2月12日(土)を予備日して考えている。

○石飛副議長

ただいまの説明について皆さんから意見があるか。

○芦田議員

地域懇談会が計画されたのはよかったと思うが、コロナの第6波が心配されていて、また特に年末年始、人の移動も激しくなるので、コロナの感染者が増えた場合に、これに代わる代替案でウェブ会議をやるのか何かそういう場合の対策は考えているのか。

○森岡事務局長

コロナの第6波の協議までは、まだ最終的に詰めていない。申し訳ない。

○石飛副議長

ほかに何か質疑があるか。

○金行議員

向原が23日になっているが、意見はやはり来場者の都合で日曜が良いという判断だったのか。23日はまだ正月の始め頃なので、新年

会等々という地域があるかも知れないと思う。だから 22 日の方が良いと思ったが、その会場の都合もある。土曜日だったら逆に今度は人が少ないという意見が出たのだろうって思った。協議した結果だが、そこらを知りたい。

○國岡事務局次長

当初の予定が、29 日、30 日、それから 2 月 5 日、6 日で予定をしていたが、どうしても会場の調整がつかなかったが、30 日（日）だけになったので、前の週に繰上げたというのが正直なところである。

○金行議員

了解した。

○石飛副議長

そのほか何か質疑があるか。

（質疑なし）

ないようなら、先ほどの報告のとおり進めることに異議はないか。

（異議なし）

異議なしと認めそのように決定した。

以上で、「地域懇談会の日程について」の件を終わる。

(4)委員会会議録のホームページでの公開及び、委員会の YouTube 配信(ライブ・録音)について

○石飛副議長

次に「委員会会議録のホームページでの公開及び、委員会の YouTube 配信(ライブ・録音)について」を議題とする。

○熊高議会運営委員長

「委員会会議録のホームページでの公開及び、委員会の YouTube 配信(ライブ・録音)について」だが、これも前回の全員協議会で、皆さんの意見を聞き、今後の取組の方向性について協議をした。

協議結果は、委員会会議録のホームページの公開、委員会の YouTube 配信、議場の有効活用、各議場での委員会の開催は、議会が一体となり、事務局とともに取り組む方向で進める。

取組の詳細は今後具体化する。まだ途中経過だが、詳細については事務局が報告する。

○森岡事務局長

「委員会会議録のホームページでの公開及び、委員会の YouTube 配信(ライブ・録音)について」である。

先ほど、熊高委員長の報告のとおり、今まだ協議の途中であるが、11 月 10 日の議会運営委員会での協議結果を報告する。

資料 4 を御覧いただきたい。「委員会会議録のホームページでの公開及び委員会の YouTube 配信について」である。

1 点目、委員会会議録のホームページでの公開だが、項目としては 3 項目挙げている。

1 項目会議録の公開、現状における課題が 3 点あり、1 つ目、委員会会議録のホームページでの公開は、全国的にも進められており、広島県内でもほとんどの議会が公開をしているという状況だが、本市議会の場合はまだ委員会の会議録の公開はしていない。

2 つ目、要点筆記は発言の要旨をまとめるため、表現によっては誤解を招く可能性がある。現在、本市では要点筆記で会議録をまとめている。そういった関係で課題がある。

この2点の課題について委員会対応等だが、委員会会議録を要点筆記から全文筆記に移行する必要がある。

それと会議録の公開の課題3つ目だが、公開する委員会を確認する必要がある。対応等だが、3つの常任委員会それから特別委員会、議会広報特別委員会を除く特別委員会である。これを公開し、議会運営委員会、全員協議会、議会広報特別委員会は、公開しないというような対応もとる必要があるのではないかと。これは、県内の状況を見ても、常任委員会の委員会会議録の公開は結構あるが、議会運営委員会、それから全員協議会、議会広報特別委員会の公開が少ない状況があるのでこういった協議も必要となってくる。

それから項目の2つ目、会議録の作成についてである。課題として、会議録を要点筆記から全文筆記に移行すれば、原稿の作成及び構成に係る業務量が増大するというものである。

職員の事務量の増加も考え、項目の3つ目音声認識システムの導入である。3点ある。

1つ目、システムの活用により、会議録作成に関する業務の効率化など業務改善を行う必要がある。これについては、対応等で会議録以外の日常業務の見直しと効率化を行うことが必要となってくる。

それから2点目、マイクを使用しない会議において録音した音声データは、音声認識率が低く十分な翻訳がなされないというようなものがあるが、対応として会議録作成の効率化を図るため、議会運営委員会もマイクを使用し音声データを録音するという事で、今、この音声認識システムの導入に向けて、お試しというか無料で試している状況である。先般、議会運営委員会もマイクを通して録音している。

それから課題の3つ目だが、マイクボタンを押さずに発言をした場合は、事務局がマイク操作を行っており、音声を認識しない発言が少なくない。これはこういった全員協議会、それから、常任委員会で、今の卓上マイクはボタンを押して発言をするものだが、押さずに発言をした場合は、マイクを通していないので、ICレコーダーにちゃんと音声が届いてない状況があるので、こういった課題についても対応する必要がある。

それから下の表の下、2だが、委員会のYouTube配信である。種別として3つ挙げている。

1 点目会場、議場で委員会を開けば委員会の YouTube 配信に係る設備等の経費が不要となる。これはこちらの会場を使って YouTube 配信をするためには、そういった配信をするための設備を増設しなければいけないので、議場で行えばそういった対応も必要なくなってくる。

それから 2 点目、議事進行だが、休憩が多いためしばしば中継を中断しなければならないというデメリットも出てくる。

議事進行の 2 つ目として、休憩中に協議調整を行い、再開して意見をまとめる際に、休憩に協議したとおりとか先ほど協議したとおりとすることに異議はないかというような語り方もしてきている経緯があるが、そういったまとめ方について傍聴者や視聴者に、結論がわからない場合があるので、これも改善していく必要がある。

それから種別の 3 つ目、発言だが、1 点目、質疑、答弁のいずれにおいても、個人情報に及ぶケースがあるので気をつけて発言をする必要がある。

2 点目で、マイクボタンを押した後で発言を徹底しなければ、視聴者に音声伝わらない。また、委員長がマイクボタンを押し忘れて、発言した議員を再三注意するといったような状況もある場合があるので、気をつける必要があるという表記になっている。

先ほども委員長が申したとおりで、最終的な結論ではない。協議途中だが、11 月 10 日の議会運営委員会で協議をされた内容については以上である。

○石飛副議長

ただいまの説明について、意見があるか。

○熊高議会運営委員長

補足というか、みんなで取り組む必要があるので、皆さんの意見をいろいろ聞くことも大事だろうし、今後の委員会運営をどのようにこれに合わせてするかというのが一つのポイントになってくるので、今後検討をする中で委員会の在り方そのものも、委員長を中心に取組をこの方向にさせていただくということがないと、この実現はなかなか難しいので、その辺をしっかりと受け止めていただければ、今後の協議がスムーズにいくという気がするので、よろしく願いしたいと思う。

○石飛副議長

ほかに何か意見があるか。

○南澤議員

議会へ市民の皆さんの関心が高まっている中で、委員会も公開していこうと検討しているのは大変ありがたいと思う。今後は、どのように進んで、いつごろ方向性を決定していくのか、何か見通しがあるのか。

○熊高議会運営委員長

おっしゃるようにこの資料の裏面を見ても、いろいろデータの的にも大きな課題もあるし、他市の状況を見るとかなり遅れているとい

う状況があるので、早急にやる必要があるだろうと確認している、時期まで設定していないが、できるだけ早くやろうということは確認している。皆さんの意見を伺いながら、いかにスピードアップするかあわせて考えていきたい。

○石飛副議長

ほかに質疑があるか。

(質疑なし)

ないようなので、「委員会会議録のホームページでの公開及び、委員会の YouTube 配信について」は、今後とも議会が一体となって、事務局とともに取り組む方向で進め、詳細は今後より早めに具体化するという方向で異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認めそのように決定した。

以上で、「委員会会議録のホームページでの公開及び、委員会の YouTube 配信(ライブ・録音)について」の件を終わる。

10時20分まで休憩とする。

【暫時休憩 10:06~10:20】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開する。

「委員会会議録のホームページでの公開及び、委員会の YouTube 配信(ライブ・録音)について」補足説明がある。

○森岡事務局長

補足説明をさせて頂く。

資料4を御覧いただきたい。資料4の裏面についている表だが、これは委員会及び全員協議会会議録ページ数の推移ということで平成27年度から令和3年度までに、それぞれの常任委員会それから特別委員会・全員協議会・議会運営委員会の会議録のページ数をまとめたものになっている。要点記録なのでこういったページ数で推移しているが、これを全文記録に変えた場合は、これよりさらに増える状況になるのを見ていただければと思い準備した。この説明が漏れていたので大変申し訳ない。

○石飛副議長

ただいまの説明について、何か質疑があるか。

○南澤議員

作業量が増えるとあったが、この音声認識システムを今、仮で導入している中で、どの程度作業量の軽減が図れそうなのか、感触を聞きたい。

○國岡事務局次長

予想よりもかなり認識がよくなっている。例えば本会議で要点の説明をしたり、一般質問の原稿を朗読するといったパターンなら、95%を超える認識になる。ただし、不規則発言や、発言中にほかの音が入った場合はかなり訳さなくなる。

1番懸念しているのは、委員会の発言であり、かなり早くしゃべったり、言葉を短縮したり、あとちょっと文書が繋がらないなど

の主語述語が不明確なものは、かなり認識が下がる。

先ほど局長の説明の中で、資料の委員会の運営の中でマイクという単語がかなり出たと思うが、マイクを使用する会議でマイクなしなら、ほぼ認識がゼロに近くなるので、ゆっくりしゃべっていただければ認識が高いので、非常に助かる。あと全庁的な取組で、今、計画・導入に向けて進めている。

○石飛副議長

ほかに質疑があるか。

(質疑なし)

ないようなので、先ほどの決定事項は補足説明として捉えさせていただきます。

御異議ないか。

(異議なし)

以上で、「委員会会議録のホームページでの公開及び、委員会のYouTube 配信(ライブ・録音)について」の件を終わる。

(5) 令和4年度予算編成について

○石飛副議長

次に「令和4年度予算編成について」を議題とする。

○熊高議会運営委員長

「令和4年度予算編成について」で資料が配付してあるが、令和3年度から予算編成方針を議会運営委員会に出されている。その中で議会費についても同様なシーリングになっていると議会運営委員会でも確認をし、協議結果として令和4年度の当初予算要求は、令和3年度当初予算のシーリング対象経費の95.5%以内で議会費は78万1,000円の削減が必要。事業費以外からの削減は難しく、場合によっては先進地視察の旅費や政務活動費を削減しなければならない状況にあることを認識した。

そのことについての報告をし、皆さんにもその認識を持っていただくということで報告をする。詳細は事務局が報告する。

○森岡事務局長

それでは、「令和4年度予算編成について」の説明をする。資料5を御覧いただきたい。

これは先般10月18日付けで各部長宛てに出ている「令和4年度の予算編成方針について」という通知である。この予算編成方針は、毎年方針が出ており、令和3年度分についても御覧いただいている。ホームページも公開をしているが、本日資料として提出をしているものである。

この予算編成方針について毎年度シーリングがある。いわゆる緊縮予算をするため毎年カットをしてきている。シーリングのカット幅は年によって違うが、大体、昨年、一昨年を考えると、前年度予算の95.5%程度で予算計上をということが出てきている。編成方針については長々となるので、後ほど御覧いただきたいが、3ページ

を見ていただきたい。

この予算編成に当たってのシーリングだが、真ん中から下に表がある。予算要求基準というものだが、予算要求基準の経費区分のところを見ると、1番、義務的経費、それから4番、建設事業費、それから6番、維持補修費、7番、施設管理費、8番、一般事業費。これがシーリング対象で、これをトータルして前年度予算の95.5%以内の予算計上をなささいというものである。

1番下のところを見ていただくと、米印のシーリング対象の合計が、令和3年度当初予算の合計95.5%の範囲内というところの下、さらに米印として、これは議会のほうで説明するために加えているものだが、カットするに当たっては議会費で78万1,000円の削減が必要となってくる。こういったシーリング対象の中には、絶対必要なものについては上げておく必要があるが、経費を落としていく中で限界が出てきている状況がある。

そういった中で予算計上していく上で、議員の調査費、いわゆる委員会の視察とかの経費、旅費も削減をすることも考えていかなければいけない状況にもなっている。

それからあわせて政務活動費、これは月額3万円の計上をしているが、この政務活動費についても月額の減額を考えていただかなければいけない状況も発生しているので、承知していただく必要がある。

そういったことを踏まえて、先般の議会運営委員会の中でも説明をしている。

本年度、今回令和4年度の予算を立てていくに当たっては、先ほど話をした議員調査費の旅費のカットや、政務活動費の減額といったところまでは至っていない。

ただいまの説明について皆さんから意見があるか。

令和元年度6月の定例会で議員数18名から16名になった。決まって昨年12月から議員報酬は2名減額されている。2名減になった時に、議員報酬をその分アップしたらどうかという意見もあったが、それも財政が厳しい折でやはり議員の報酬アップもなしにしようと決まった。

それらに対して議会の場合は、執行部のほうがどう考えているのか。協力ばかりして、またここで下げなさい。政務活動費も対象になるかも分かりませんが、協力して努力してきた割に一律の評価というのは、議会の場合は当てはまらないのではないかと思うが、そこらはどうなのか。

○石飛副議長

○芦田議員

○熊高議会運営委員長

全く芦田議員の言われるとおりで、そのことについては議会運営

委員会でも、とりわけ児玉副委員長から議会の定数の削減、いろんな報酬の関係、長期的な展望に立った予算の見方ができるような示し方も必要じゃないかという意見もいただいているので、言われることをどんなふうに執行部とすり合わせをするかというのは、必要なことだと議論もしている。

その上で事務局としては、当面 4.5%削減という数字はこうだということ、見える削減の額としては、政務活動費そういったものを具体的にしていけばということだが、芦田議員が言われるのが議会の立場じゃないかなと。そこらも含めて、詳細の検討が必要だろうというふうに考えている。

○石飛副議長

ほかに何か質疑があるか。

○新田議員

今回の 95.5%の範囲内ということで、4.5%削減する内容の定義は、執行部から議会のほうに説明があったのか。

○森岡事務局長

この定義については、先ほど3ページのとおりで、考え方はこの表の中の1番、4番、6番、7番、8番こういったものが、シーリングのカットするべきものの対象だということになっている。

○新田議員

削減するときには、何でこの業務が必要で必要でない、この範囲内でお願いますという形になったときに、より具体的に細かいところまで決めないと、この一律4.5っていうのは民間では余りないような気がするが、その辺は聞く必要があるのではないかと。

○熊高議会運営委員長

大事なことである。特に、要求基準というところで、シーリング対象とそうでないものがある中で、そこらを事務局としても、基本的にシーリングという部分を、どう考えるかというところを受け止めたようだ。

だから先ほど芦田議員が言ったことを含めて、本当に議会としてどういう取組をしてきて、現在の予算があるということをもう一度精査をしながら、執行部との協議をする必要があるということ、先般の議論の中でも感じているので、事務局とすり合わせをしながら、議会運営委員会としての、再度方向が必要なら協議をする必要があるというふうに思っている。

最終的には、議長との交渉、執行部との交渉になるのだと思うので、言われることを反映できるような準備をしたいと考えている。

○石飛副議長

その他質疑があるか。

(質疑なし)

ないようなので、「令和4年度予算編成について」の件を、皆さんも削減が必要である状況だと認識したということで異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認めそのように決定した。

以上で、「令和4年度予算編成について」の件を終わる。

(6) タブレット(ペーパーレス)化について

○石飛副議長

次に「タブレット(ペーパーレス)化について」を議題とする。

○熊高議会運営委員長

「タブレット(ペーパーレス)化について」ということで、これまでの大きな課題でもあった部分だが、それについて協議をした。

課題等がありそこらを踏まえた検討をしたが、協議結果は全員協議会で議会として導入に進める方向を確認できれば導入に向けた検討を進める。

2番目に、検討は議長の指揮説明のもとに進める。これは、具体的に進めるということは、誰がどういった形で進めるか、いろんな議会改革とのつながりもあるので、必要によっては特別委員会等を設ける必要もあるのかなと薄々は感じているので、皆さんと検討しながら方向性を出せたらということで、今日の議題に上げている。

○森岡事務局長

「タブレット(ペーパーレス)化について」の説明をする。この件については、資料は準備をしていないので、口頭で説明する。

今回このタブレット(ペーパーレス)化についての議題を上げた経緯だが、先般、令和4年度の予算編成の政策方針を打ち出すに先立ち、政策企画課で各部局の施策の長期ビジョンについてヒアリングがあった。

これは市長・副市長もその席に入っていたが、中長期的に議会側としてはタブレットを使った本会議、それから委員会、議員活動のペーパーレス化の取組をしていく必要があるという話をした。

この導入に当たっては、本会議、委員会でタブレットを議会だけで使っても意味がないところがある。執行部とあわせて導入を図っていくものだが、前向きに検討をすべきと確認をいただいている。

そういったことを受けて、実際では令和4年度当初予算要求に計上するものとして取扱いすべきという意見もあったが、まだ話をしただけで以降、執行部との協議も進んでおらず、コロナの影響により半導体が入ってこない状況で、機器等も不足している状態もある。

先行きが不透明で、令和4年度の当初予算要求に至っていないという状況である。

議会運営委員会では先ほど委員長も説明をしたが、全員協議会で諮って、導入に向けての方向性が確認できれば検討を進めるということである。検討については議長の諮問により、進めるべきものと決定している。

○石飛副議長

ただいまの説明について、皆さんから意見があるか。

○南澤議員

おそらくタブレット導入になると、リース契約等になるかと思うが、どれくらいの経費がかかるのかと、また一方でこういうふう書類を用意し、印刷して綴じる印刷代も含め、事務方の負担や作業量も含め、どの程度削減が見込まれるのかが分かると、議論がしやすいと思うので、そういった資料をお願いします。基本的には導入には賛成である。

○森岡事務局長

先ほど南澤議員が言われた資料は、まだ検討段階なので比較対象も作っていない。機器も仕様により価格差が出てくる。どれが1番いいかも今のところ考えていない。

これからのことになるので、前向きに検討が必要となれば、これから準備をしたいと思っている。

○新田議員

今から検討されることが多いと思うが、ぜひとも ICT 支援員というか、議会内の ICT 支援員が必要になると思う。

ペーパーからタブレットに変えるときに、ペーパーでないと出来ないこと、タブレットだからできることももちろんあるし、例えばメモ代わりにタブレット使えるといった機能も含めて、ぜひとも詳しい方が1名はつかないと、現実的には結局紙も使い電子機器も使いという2重の経費がかかってくる可能性があるので、切替え時期にはそういった経費を入れて、ぜひとも試算をしてもらいたいと要望する。

○石飛副議長

ほかに質疑あるか。

今のところ、導入に進める方向という意見が2人あった。

導入に反対の方はいるか。

(なし)

反対の方がいないようなので、タブレット導入の方向へ検討を進めていくということで、異議はないか。

(異議なし)

異議なしということで、そのように進めることに決定した。

以上で、「タブレット(ペーパーレス)化について」の件を終わる。

(7) 職員研修の開催について

- ・ハラスメント研修
- ・ダイバーシティ研修

○熊高議会運営委員長

「議員研修の開催について、ハラスメント研修、ダイバーシティ研修」について、以前からの取組として検討しているが、協議結果、ハラスメント研修は講師を招聘して行うこととし、1月の開催に向けて日程を調整する。

ダイバーシティ研修は、講演画像の視聴による研修を行うこととし、開催に向けて調整するという事で協議をしたが、詳細につい

て事務局から報告をする。

○森岡事務局長

「議員研修の開催について」である。資料は準備をしていないので口頭での説明となる。

先ほど熊高委員長のとおりに、前議会からの申し送りとして、ハラスメント研修、人権及び法令遵守等の研修、コンプライアンス等について実施を決定したが、コロナウイルスの感染拡大防止等の対策期間が終わったので開催に向けての協議を進めている。

ハラスメント研修は、講師を招聘して行うことを前提として、1月の開催に向けて日程を調整している。ハラスメント研修を先般、職員が研修しており、録画したものを流して研修を受けたが、講師は兵庫県の明石市職員をしていたことがある弁護士であった。自治体のことをよく知っている講師なので、その方がいいのではないかとということで招聘するように考えている。現在、調整中である。職員研修の内容とは異なる議会、議員の研修ということで、そういったことを考えていただくようお願いをするようにしている。

続いてダイバーシティ研修だが、ダイバーシティ研修というのは、先般、職員研修があり、LGBTの研修である。修道大学の講師が来て対面での研修となったが、録画したものがあるのでこれで議員研修を行えばという考えを持っている。

そういった調整をしているので、確定後お知らせしたい。

ただいまの説明について、皆さんから意見があるか。

(意見なし)

ないようなので、ただいまのハラスメント研修、ダイバーシティ研修、それぞれ、進めることに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように進める。

以上で、「議員研修の開催について」の件を終わる。

(8)閉会中の継続調査について

○石飛副議長

「閉会中の継続調査について」を議題とする。

○熊高議会運営委員長

やっと最後の議題になったが、「閉会中の継続調査について」資料6に提示してある。

このことについて中身についてかなり詳しく書いてあるが、協議結果としては、閉会中の継続調査について今後も継続して協議することとし、12月定例会会期中に方向性を決める。

また、全員協議会で委員外議員に、閉会中の継続調査に関する意見を聴取するというので、協議が進んでいる。詳細については資料に基づいて事務局が説明する。

○森岡事務局長

協議に至った経緯だが、9月定例会最終日に議決した総務文教常

任委員会の閉会中の継続調査の件である。

先般の新聞報道で、八千代の丘美術館が休館となったことを受け、議会に話がないのにもかかわらず、新聞が先に報道したということで、総務文教常任委員会としても、閉会中なので所管事務調査が必要と協議がなされた。

あわせて八千代 B&G 海洋センターの改修も、新聞に載った経緯がある。そういったことも説明がなかったので、所管事務調査すべきと、執行部に調査の調整をしていたが、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出の中の「生涯学習施設に関すること」これが調査のもとであると、八千代の丘美術館と八千代 B&G 海洋センターについて調整を進めていた。

市長から調整に当たり、閉会中の継続調査事項の「生涯学習施設に関すること」について、これは閉会中の継続調査の申出の内容は個別具体的に指定をして、議会の議決を得るということがあるが、個別具体的なものとして認められるのか。この「生涯学習施設に関すること」が八千代の丘美術館、それから B&G 海洋センターに該当するのかと指摘された。届出としては適切でないという意見があり、それであれば説明、委員会への出席については受けかねるとあった。

このことについて総務文教常任委員会の協議会の中で話をし、市長へ委員長と議長で、閉会中の継続調査事項として「生涯学習施設に関すること」これが届出として適当であるとの説明を 11 月 5 日に行ったが、議会の見解と市長の見解の相違があり、委員会への出席と、執行部の出席ということが叶わず、11 月 10 日に委員だけで委員会は開かれたという状況になった。

この閉会中の継続調査事項の考え方が、資料 6 を用意している。資料 6 を見ていただければ、閉会中の継続調査の特定事件についての Q&A が出ている。線を引いているところを御覧いただきたい。

「特定の事件とは具体的なものでなければならぬが、どの程度の具体性が必要か。」という問いに対して、答えが二重線のところ、「その内容が十分うかがえる程度の具体性があればよい。」と表記している。

それから裏面に線を引いたところを見ていただきたい。

「閉会中の継続審査事件は、特定性具体性を要しますので、所管事務については事件となりません。これが認められますと常任委員会は開会中も閉会中も同じ範囲で審査できることになり、法 109 条 5 項に反することになります。」そこで線が引いてあるところですね、「閉会中の審査はあくまでも事件を限定して行うべきものです。」ということで法的には定められております。左に移りまして、「閉

会中に生ずるか生じないかわからない事件に対応するために、事件を議決するものではありません。」という前置きがございまして、「この意味から、多数の事件を継続審査とすることは、実際に審査するのであれば問題ありませんが、そうでない場合、手続的には適法であっても内容面でやや脱法的な要素があると言えます。」という記述もある。

答えとして、「閉会中の審査事件は特定性具体性を要しますので、抽象的な事件を議決出来なくなりました。やや抽象的であるが、どれが具体的であるかは、当該議会が議決で判断するものであり、その範囲について明確な基準があるものではありません。一般的には、議会の議決で閉会中の審査事件としたのですから、有効と解されますが、法の趣旨に合致した運用をすることが望まれます。」ということによってこういった記述もある。

それから、もう一つ資料がある。アンダーラインを引いているが、「委員会の活動は原則として、会期中に限定されますので所管事務調査も会期中に行います。閉会中の継続審査事件は、議会の議決により付議された特定の事件とされています。閉会中には、所管事務調査といった全般的、包括的な調査を行うことは認められていません。このため、調査を必要とする事項を具体的に特定し、これを委員会で、継続審査事件に決定、委員会から議長に申出、本会議で可決されることが必要です。実際に調査するかどうかは別として、調査事件を多数列挙するならば所管事務全体に近づきますので調査に支障はありません。」という記述がある。先ほどのものと、今言ったもの、これでまた考え方が違ってきておるところがあるが、こういったものをよりどころにして議会では現在の閉会中の調査案件を、委員会で決定して本会議の最終日に議決をしている。

加えて全国市議会議長会に事例の照会をしたが、安芸高田市議会が行っている閉会中の継続調査事項については、内容を見る限りは違法ということはない。そういった届出で議決をしているのなら、適切に対応していると判断はできる。ただ逆を言えば、これが正解というものでもないという回答であった。だから、これを議会として正当なものとして解釈している。

石丸市長は、個別具体性に欠けるという判断をしている。それぞれの解釈の違いであり、双方が理解のもとで閉会中の継続調査事項としてやるのであれば、問題はないと思うということであった。

そういったことで、双方の解釈の違いがある。これから先も閉会中の継続調査事項で委員会が、執行部なしでの開催ということも考えられる。

このことについて、議会運営委員会としても総務文教常任委員会だけの話ではないので、両方の3つの常任委員会の考えを合わせながら、議会運営委員会でも継続的に協議をしていく必要があるという結果になっている。

ただ、長く引っ張るのではなく12月定例会会期中に方向性を決めるべきとの結果となっている。そういったことで本日、意見を伺うということである。

○石飛副議長

ただいまの説明について皆さんから意見があるか。

○山根議員

総務文教常任委員会は今回、閉会中の継続調査を議会としてもあまりないことをすることについて、局長から話があったように、10月13日の新聞報道から10月20日全員協議会終了後に協議会を開いた。

その中で、八千代の丘美術館と八千代B&G海洋センターの調査をすることを確認した。

その後、事務局長と執行部と話を進めていた間があるが、10月27日にまた協議会を開き、その時に市長から、明確な根拠を持って説明するようにと返してきたので、それについて、議長、委員長、事務局長を含め3名で、11月5日に市長に出席要請をかけるつもりで行った。その中で市長は、特定事件として個別特定性が不備だというようなことをかなり言われたが、局長が言ったように、全国市議会議長会からこれについては間違っただけとは言えない。現に、愛媛県松山市ではこのように事件を上げているという見解を頂いていることも説明し、さらに今回の諸事件については、コロナ禍の中で感染者数が少なくなっている。第6波の到来の恐れがあるものの、今後は感染防止策を講じながら美術館の利用が見込まれるにもかかわらず、休館の報道が市民に対する説明もなく行われた。休館の決定について、早急に当委員会として調査する必要があるということを示し、八千代B&G海洋センターについては、改修に難色を示され助成の辞退も示唆されている市長が、11月中旬にB&G財団と協議するとのことであるので、特に早急に当委員会は、改修及びその助成に関する調査を行う必要がある。今だからこそやらなければいけない。市民に説明をする。執行部も説明責任を持っていると出席要請をしたわけである。この早急に必要だということは大きな根拠であり、市長の理解を求めたのだが、説明よりも法令遵守、特定個別の指定が必要というところを重点として受け、執行部としては受けかねると、最後まで曲げなかった。

委員長として今後に向けて、今回この場で閉会中の継続調査について協議するようなこともしなければ、今後市民に説明をすること

が、議会としてできない状況にあるという思いである。

最後にそういう思いが、市長のほうに伝わったのか、委員会の委員長として今後の動きを委ねるといような言葉で結論づけられたが、10日に私も議会運営委員会でこれが協議され、今回、この場で全員協議会の場で協議をすることに、議会として委ねられたという形になったと考えている。

そういうような状況があるので、今後に向けて市民にどのように閉会中、何があってもしっかりと議会として説明ができるような状況を、環境設定をしなければいけないと考えるところである。

私見も交えたが、これまでの総務常任委員会として市長に向けた動きを説明した。

○金行議員

今、聞こうと思ったが委員長が言ってくれたので、委員長が言ったことと局長の言ったことで大体判断はできた。法的には問題ではないが、これは市長との間で僕は判断した。ここまでのプロセスを局長と山根議員に話を聞こうと思って手を挙げたが、言ってくれたので僕はある程度理解した。

○石飛副議長

何か質疑、意見はあるか。

○秋田議員

大体、説明で内容的には把握したつもりである。先ほど言った形、閉会中の継続調査で法令的なものもあるようだが、基本的に今回、生涯学習施設に関することで出し、その具体例がないから応じられないという見解が私には理解できない。今日こうして全員協議会で委員会、委員外議員の意見を聞くということだが、それを聞いて議会運営委員会で継続して協議するという方向にしてもらいたい、私は継続調査というのは、今からも絶対あることだと思うし、調査をしたいのだが、出し方がどうのこうのとか、内容が具体的に分からないというのが、よく分からない。～に関することと出し、具体的には八千代B&G海洋センターや、八千代の丘美術館のことだという出し方をしたのではないか。それで、市長はしないというのがちょっと私も理解に苦しむ。議長も参加しているが、どのような判断をしているのか。

○宍戸議長

先ほど事務局長から説明したが、今の議会の在り方について、法令違反ではない。通常なら市長がチャンスだと思い報告や説明すると思う。

ただ、今回、市長の考え方が理解できないのは、今、先ほど秋田議員も言ったが、解釈の違いだけで説明に来ないということは、市長の考え方次第である。法令違反になるから来られないということではなくて、結局は説明に来ない。だから、市長の考え方一つということになる。これしかない。

ただ、市民の代表である我々としては、急に新聞報道でされた内容が大変重要であるし、期間も限定される状況の中で調査するのは当然の権利である。

改めて言うが、解釈の違いだけで出席しないというのは、私としては納得ができない。

○石飛副議長

ほかに閉会中の継続調査についての方向性、今までの状況を踏襲していくのか、形を変えていくのか、そういったところの意見はないか。

○田邊議員

今回、市長と議会の解釈の違いだったが、双方どちらも別に言っていることが違法ではないということで、今後12月に継続的に協議していく中で、全員協議会で委員外議員にも、意見を聞いていくということだが、双方の見解の違いであるなら、全員協議会に市長も出席を要請すべきと思うが。その中で、考え方、見解の相違のすり合わせをしていかないと、議会から一方的に我々の考え方はこうだと示しても、私は理解できないと言われるのなら、多分歩み寄りができないと思うが。

○宍戸議長

私も、田邊議員の考え方は当然と思う。ただ市長が、全員協議会には行かないと言っている。全員協議会は以前にも申し上げたが、市長が出席する権利も義務もない。要請をするということになるが、これは議会がぜひ来てくださいという問題じゃない。

市長は、市民に対する説明責任があると私は思う。執行するに当たって。当然のことで、これが地方自治体である。これが住民自治である。主権が住民にある以上、市長は責務を持っている。それで市長になっているわけで、当然、市長は説明をする義務があり責任があるという判断をしている。

ですから市長自らが、説明責任を果たすためのチャンスをなくしていくということは、私も理解に苦しむところだ。先ほど言ったが、議会から市長に来てください、来なさいという権限もないということである。

○先川議員

私も総務文教常任委員会にいるが、法律がどうかこうとか、正直言って説明する気がない。ただ、心配なのが閉会中の総務文教常任委員会だけではなく、それぞれの委員会ですすわけだから、いくら出してもこれが意味をなさないということになる。特定事件といっても、今回でも出した時点ではそれが特定事件になるかわからない。

ですから要は説明する気がないと。私は、先ほど議長が言ったように、民主主義の根幹だと思うので、ぜひこの状況を一般市民は知らないはずである。公的機関紙で、議長・副議長は出席しないとか、

それには裏がある。裏というか事実が。それをせずに、公的機関紙で発表したり、今回でも、これは法的に抵触しないというものもあるし、ちゃんと説明しないとイケない。だけど、極端に言えば理屈をつけて、特定事件ではないというようなことで出席を拒否している。これはやはり、私は公に出さないと市民のためにならないと思う。

ぜひとも議長、この事実を何らかの格好で公表しないと、今後、予算もあるし、いろんな件を協議してもすれ違いになってしまう。結局議会は要らないというような市民の声が今、出ている。正直に言います。ですから、ひとつここは踏ん張っていただきたいと思う。

○石飛副議長

要望ということで承る。

閉会中の所管事務の継続調査について、どのように処理していくか意見をいただきたいが、何か意見があるか。

○南澤議員

所管の総務文教常任委員会の一員だが、市長が説明する気がないという解釈をする議員もいるし、私は見解が異なっており、説明する気はあるのだろうと思っている。というのも、さっき今日冒頭で出た、常任委員会の例月開催の件もあると思うが、説明する機会として常任委員会で説明したい。例月で市長から十分な情報提供、意見交換の機会を確保するため、両常任委員会を例月開催したいと出てきているのでその意図はあるのだと思う。

ただその後、どうもうまく場が設定できてない。ギアがかみ合わないというのが現状ではないかと認識している。今回の場合は、所管事務調査閉会中の法令を見ると、包括的な件名ではなくその内容が十分伺える程度の具体性ということで、そこに物言いがついていく状況だと思う。であれば、今は議会のほうから全員協議会に来てください全員協議会でやりましょうということで、常任委員会の例月開催は受けないというか、こちらの方向ではないという結論のかなと思っているが、ここをどこでやるか話し合っただけで落としどころを見つける必要があるのではないかと。

我々議会も聞いてないという状況はまずいし、市長にしても、市民の代表である我々に伝えてないとまずい状況だというのは、共通の認識だと思うので、じゃあどこでこの課題を解決していくかというのを話し合いの上で、見出していききたいと思う。そういう解決の仕方を望む。

○石飛副議長

要望で受け止めておく。

閉会中の所管事務調査の継続調査についての意見をいただきたい。今までどおりやっていくのか。

○山本(優)議員

閉会中の継続調査の項目については、私は今までどおりでよいと

思う。今回みたいに事件がいつ起きるか分からない。それについて特定して継続調査の中、項目として上げるというのは難しいだろうと思う。上げて議会で議決した後でないと調査できない。包括的な内容で今までやってきて、それを執行部も今までは認めて説明を行ってきた。今までどおり包括的な内容で、項目を上げていいのではないか。

○石飛副議長

ほかに意見はないか。

○南澤議員

所管事務調査の継続審査の案件については、今の段階で断られている現状で、このままの状況、同じことが繰り返されてもいけないのではないかと思う。

そこで、継続している事務が中止や中断、休止、廃止になるようなことがあれば、当然そこへ調査したい。そういう内容をそれぞれの委員会の所管事務調査の内容につけ加えてはかがかと提案する。

事業の廃止や休止について、所管事務調査の中にそういったことも入れておけば、かなり具体的になってくるのではないかと思うが。

○石飛副議長

ということは、12月定例会中に方向性を決めていこうということによろしいか。

○南澤議員

そう考える。

○石飛副議長

ほかに意見はないか。

○熊高議会運営委員長

議会運営委員会で12月に向けて協議をすると提案しているので、議会運営委員会で協議するに当たり、私も不明なところが多いので確認をしたい。冒頭に言ったように市長からの委員会の例月開催の裏面の資料は本日出てきたが、下の9月7日は全員協議会による市長報告は一切受けない方針ですかという聞かれ方をして、議長からは、全員協議会での市長報告は常任委員会で受けることが適当と判断しているということなんですね。だから常任委員会で受けるということですが、常任委員会で受けようとしたら、継続審査項目が不備だということを、法に基づいて言われたということである。

だから我々議会も法に基づいて、きちっと市長に対抗すべきだと思う。そのためには、継続調査項目を具体的にするということも含めてあるので、委員会で市長の報告を受けるという方向は、この場で皆さん確認できるのかどうかということをもまず諮っていただきたい。

その上で、先ほど南澤議員が言った2番目のことに関すると思うが、継続調査に関する意見を委員外議員の皆さんからも聞いておくということで一つの例が今、発言されたんだと思うんで、その辺を出しておかないと、議会運営委員会でも協議の方向というのがなか

なか定まりにくい。その辺の議論をしっかりとっておいていただきたい。

しかも、議会運営委員会の報告で言えば1番の部分で、意見交換は全員協議会で行うべきという、委員の皆さんの結論が出ている。これは議長も同席で認めて、受け止められたと思う。何か矛盾してないかと私は思う。これはどんなふうに解釈をして、今後議論していけばいいのか。そこがはっきりしないと、議会運営委員会でなかなか詰めの議論ができないと思うので、協議をしっかりとっておいていただきたい。

○宍戸議長

ここに書いてある資料は、市長の執行部のメモである。議会や議長として、全員協議会で市長報告は一切受けないと全く言っていない。そこは誤解のないようにしていただきたい。それから、市長が「全員協議会で報告はしない、常任委員会です。」と言ったので、「常任委員会でされるのは適当である。」ということ申し上げた。

それから、1番最後の10月6日の議会側から全員協議会の市長報告は、「今後は、各常任委員会で受けることが適当と判断している。」というのは、先ほど言ったが、常任委員会で報告しても当然、適当であるということで、全員協議会で報告を受けないということは一切申し上げていない。ここに文書が書いてあるが、これは執行部が書いた文書なので、議会として書いていない。ちょっと誤解があるように思う。

○金行議員

議長は受けないと行ってないのは私も聞いている。だが、市長側は常任委員会では話をするとされた。だが常任委員会ではやると言って、今度、山根委員長が言われたことは、しないと言われたんでしょ。内容が具体的でないということで。しないということだったが、そこらの言葉はちょっと難しい。市長の受けないのを責めるんじゃない。責めるんじゃないが、議会にしたら、ああいう記事がいきなり新聞に出たら大問題である。

市長が話すのは当然だが、個人としては全体で聞きたい。聞きたいが来ないと言われるなら、常任委員会なら受け入れるということだけ。これ受けずには、我々の議員個々の立場として、何も市民から議会って報告しない、知らないのかと言って逃げれんと思うが。

○石飛副議長

閉会中の所管事務調査の在り方というか、現状をどのようにすればよいかという意見をいただきたいと思うが。

○秋田議員

今まではきちんと各委員会で閉会中の調査については、先ほど問題になったように大まかな提出をしている。生涯学習施設に関するという括りで11項目各委員会が決めている。今議論になるのは、市長が細かい八千代の丘美術館、八千代B&G海洋センターについて具

体的に示されてなく、正しい手続ができてない。

今までは、そこまで決まりはあったかわからないが、今の議論でいくと、それを今から書いていかないといけんような形になるので、それはなかなか難しいのではないか。あくまでも閉会中の所管事務調査は、大まかな枠で出していたから、それを12月にきちんとやるということになれば、かなりの議論が要るし難しい部分があると思う。

先ほど冒頭に言ったが、どうもその出し方がいけないって言われたら理解ができない。ただ八千代B&G海洋センターとか、この項目も出していた。

そのことが理解できない。委員外委員として意見を言えば、今までそういうやり方をしていたので、大見出しいうか、閉会中の調査項目については、それはそのとおりにやるべきで、それをきちんと市長にもこういうやり方でやってきたということも言ってほしい。

決め事をするなら、本当に細かいことまで出すのは、私は難しいんじゃないかなと思う。

○山根議員

もっと内容を詳しく説明をする。今回、閉会中の継続審査、所管事務調査について、事務局にもいろいろと調べてもらった。

その中で最終的に全国市議会議長会に、市長の言うことがどうなのか聞いてみてくれということで、初めに局長が説明したが、閉会中の継続調査について、全国市議会議長会の法制担当の方に確認したところ、これ愛媛県松山市だが、他市の事例でも見られるものであり、間違っただけとは言えないとの見解を、正しいとも……。そのあともう少し深いところがあり、正しいともはっきりとは言えないということだったと思う。詳細については局長が1番聞いているから分かると思うが、そこを市長は言っている。個別特定性がない。

それについては、だから事前事後と市長は受け止められたが、11月5日にしっかりと個別的特性を持って、それで早急に、今、調査しなければいけないと根拠を持って説明に伺ったが、初めから受けかねるという決定を持って臨まれてきた。

私も後から10月15日に、常任委員会の例月開催を求められていたというのをつい最近見て、市長の思いとやっていることが、11月5日に言われたことと食い違っているとすごく感じる。

だが市民に説明を、議会としてもするべきであり、また、市長はもちろん説明責任が1番あると思うが、そこをどのようにするかといえば、やはり全国市議会議長会から、もう一つ間違っていないけれど、というのを押さえていって対応することも必要ではないか。

というのは、今回、市長に出席要請をしに行った中で、受け止めているところである。

それについての様式等は、全国市議会議長会に、どこまでを書き、用意すれば正しいものかと言えるのか。そこのところは、事務局に上のほうに求めるとか、他市町の事例も確認をしていただけたらと思う。

○熊高議会運営委員長

今、2つの部分があるので、それを集約するには、多数の皆さんの意見がどうかということがまず理解できないと委員会だけで協議しても、また皆さんに諮るといふ繰り返しの繰り返しになると思う。

1つは今までのままでいいという意見もある。もう1つは具体的に変えたほうがいいという意見がある。で、市長は法に則ってやっているので、我々も基本的には則らなくてはならないと思う。解釈の違いで済ませる問題じゃない。事務局が出してくれた参考資料もそういったふうを書いてある。

だったらそのように進めるのが、妥当だという気がするが、さらに市長から、定例の委員会を例月開催してはどうかという提案があったが、先ほど、市長が議論しない、協議をしないということでもないということだったが、全員協議会と委員会をどうするかという議論もあっちこっち行ったりしている。

結果として、意見交換をすることにより、我々は情報が欲しいということである。その方法をどんなふうにするかということなんで、冒頭議長が言った、通年議会は必要だ。通年議会は、当初議長は議長就任時に通年議会をするというふうに言って、議長になられた。

今回は、市議会議長会に聞いたら、課題もたくさんあるから、なかなか難しいんじゃないかということで、進める意思がないのかという気がした。この通年議会の良さ悪さというのは当然あるんだと思うが、研究をする必要があるんだと思う。

事務局がわかれば回答をもらいたい、通年議会のときに先ほどの委員会の継続調査の項目、これを通年議会であれば、議会をすぐ開いて、委員会の継続調査事項を変えることができるのかどうか。これができれば、その課題が生まれたときにすぐそれをやれば、議決をすればその調査項目をすぐできるということになるんじゃないかと、聞きながら思ったが、そういう意味でも通年議会というのは長短あると思うが、今回の課題の解決に向けては一つの方法じゃないかと思う。事務局、私の考え間違っている？

○森岡事務局長

通年議会にした場合は閉会がないので、閉会中の継続調査自体が存在しない。1年を通して会期中で、所管については何でも調査で

きるといった考え方で閉会中の継続調査は出てこないということになる。

○宍戸議長

熊高議員が言ったことだが、私が1番最初に通年議会について調査研究をしたらどうかということ、議会運営委員会で言っており、行うということはまだ申し上げていない。

たまたまそのときに、熊高委員長が足の手術か何かで欠席をしていたので、そういうふうに解釈しているかもしれないが、そのように私は申し上げている。

○熊高議会運営委員長

もしそこにいなければ、議事録か何かで読んだんだと思うが。そういう方向で検討するということは、検討してバツになるかマルになるか、それは分からんという言い方だと思う。それも検討する一つの要素があると言ったということは、今回のようなことが起これば通年議会というのも、一定の検討する時期に来ているのかなという気がしたので、事務局長が言ったように、通年議会にすればそもそもそういった課題は生まれません。今回の市長との総務委員会とのやりとりは、解決することにつながるということだと思って申し上げた。そこらも含めて議会運営委員会で検討しろということになれば、しっかり検討しないといけないと思う。当然、先ほど議長が言ったように、全国でも取り入れたけどもやめたところもあるというふうな長短あるんだと思う。

とりわけ今回の石丸市長のようなやり方であれば、通年議会を市長の有効な使い方にする可能性もないことはないと思う。そこらをしっかり把握した上で、どうすべきかというのを議論しなさいというんだったら議会運営委員会で当然議論ができると思う。

そういったところの方向性だけでも、全員協議会を出していただきたいと委員長として要望しておきたい。

○石飛副議長

要望でよろしいか。

○山本(優)議員

当然今、議論してるので、その点については進めてほしい。

○石飛副議長

今までたくさん意見をいただいた、今までどおり所管事務調査を続ける。または、もっと所管事務調査の内容を事件名に近いものを列記していくという方向の2通りを12月中の定例会期中に、方向性を決めていきたいということで、異議はないか。

○熊高議会運営委員長

私が検討していただきたいのは、今の2つだけじゃない。

2つ目の特に解決策は、通年議会という方法もあるんじゃないかということである。それも含めて議論しないと、二者択一だけで解決できるものじゃないと思うので、そういう発言をした。

○武岡議員

議会運営委員長も言ったが、冒頭、議長から通年議会についてメリットデメリットがあると言われた。具体的にどういったものがあ

るのか事務局で調査をし、そこらを見て判断しないとなかなか難しいんだろうと思う。事務局で調査するように要望する。

○石飛副議長

ここで、暫時休憩とする。

【暫時休憩 11:47~13:00】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開する。

「閉会中の継続審査について」を、引き続き意見をいただきたい。
何か意見があるか

○田邊議員

午前中の協議の中でいろいろ意見はあったと思う。山根議員の意見に非常に賛成だが、全国の議長会に現在の状況を見てもらった中で、違法ではないが現状のままでいいというわけではないと回答をいただいたことは、やはり何かしらの課題があるということだと思う。そこについては、今後対応していかなければならないと思う。

どういう対応をするか、熊高議員が言った通年議会や、南澤議員が言った項目を足していくというような、いろんな方法があると思うので、それをまた12月に協議していけばいいが、通年議会に関してはテーマが重たいので、一つの方法論だが、これとは切り離して通年議会というテーマで今後協議する方向性がいいのではないかと。ここで通年議会も一緒に協議してしまうと、なかなか前に進まないし、答えが出にくいのではないかと思う。

○石飛副議長

ほかに意見があるか。

○南澤議員

今回の特定の事件であるかどうかについては解釈の違いで議会側と市長の解釈とがすれ違って、交わることがないのが現状だと思う。

とはいえ、秋田議員が言われたように、今回の八千代の丘美術館の件などは、具体的な名称ではその休館について、所管事務調査の題としては提出できない、し得ない案件なので、ではどの程度の具体性だったら、今回の件が閉会中の所管事務調査に当たるのか。できるのかというのは、議会と市長の間の話だと思うので、市長のほうと話をし、すり合わせをして、我々の調査が閉会中もできるように、どの程度の具体性を確認して、12月全員協議会なり、委員会の中で題を決めていけばいいのではないかなと思う。

○石飛副議長

そのほか意見があるか。

○宍戸議長

チャンスというか、ちょうど通年議会のことがあったのでこの会の議題ではないが話をする。本会議中における常任委員会にも、市長は出席する法的根拠、義務はない。通年議会があっても同じことなので、そこらは理解をしておいてほしい。

○石飛副議長

皆さんから大分多くの意見をいただいたので、この意見をもとに、12月の定例会期中に、しっかりと所管事務調査ができる形のもの構築していくということで異議はないか。

(異議なし)

ではそのように進める。

以上で「閉会中の継続調査について」の件を終わる。

5、その他

(1) 議会だよりに関する協議について

- 石飛副議長 「議会だよりに関する協議について」新田議会広報特別委員長の説明をお願いします。
- 新田議会広報特別委員長 午前中に引き続き、ある程度委員長報告で話をしているので、一旦ここで資料を配る。
今、配付したのが、素案として、先月の全員協議会の皆さんからの様々な意見をもとに、中立で事実に基づき、納得できるまとめ方にしてもらいたい。市長との対立ではなく市政運営をしっかりとできる議会としての広報紙にということで助言してもらったので、その思いも込めて作った。
一旦休憩をし、確認してもらいたい。
- 石飛副議長 暫時休憩とする。
【暫時休憩 13:07~13:15】
- 石飛副議長 休憩を閉じて会議を再開する。
「議会だよりに関する協議について」司会進行を新田議会広報特別委員長に変わる。よろしくお願いします。
- 新田議会広報特別委員長 それでは司会進行を務める。よろしくお願いします。
こういう形で出すという方向性の中で、これをなぜ出すのかという目的、意義について協議してもらいたいのが1点。
それから発行に当たり特別号を出すことは、大きな意味を持つので、その辺を議会活動の中で、市民に説明をしていかないといけませんと思うので、その辺も踏まえ特別号で出すか、それとも通常の議会広報の中で出すか。
出すというのは同意をしてもらっているのですが、出すという方向性だが、通常の議会広報の12月定例会の2月発行に入れるか、皆さんの声を聞きたいので、よろしくお願いします。
- 先川議員 事実をそのまま書いてあり、委員会には敬意を表す。
ただ、ここの1番の上があると思う。1番の①のここに至った経緯、議員、あるいは特定の人によく分かるかもしれないが、これまでの経緯は、副市長選任を3回否決しているわけである。それをなしに、ぼんとうく来ると、副市長選任同意に係る意見聴取を申入れ、何で断ったのかという経緯が分からない。その前があり、既に3回も議会で議論をし、採決を取っている。そういう中で7月7日からの状況が始まっているわけだから、そこらがあると読者に分かりやす

いと思うが、これを見て本当に分かるかなという気がする。①の上
が何か一言欲しいのと、4番の市民グループとの面談云々があるが、
これが要るのかなという気がする。

○新田議会広報特別委員長

ほかの議員はどうか。この左上の部分については、市政の動きの
大まかなところを抜粋で書いている。

それに対して先川議員から、そこの1番の経緯、副市長案から書
かないと理解できないのではないかと指摘をいただいた。

○熊高議員

前は特集号を組んででもという形で終わったように思ったが、
先川議員も言われたように、それまでの前段があり、これまでの広
報で基本的に広報していたという認識でいいか。

それであれば、何号に書いてあるとかいう示し方でもいいのかも
わからないし、またそれをずっと書いていくということになると、
かなり紙面も要ると思うので、その辺が、P8 って書いてあるが、
これだけで済ますのなら、いろいろ書き方もあると思う。

まず、もうこの8ページだけでやるんだということになるのか。
もっと必要なら、ページ数を増やすなり、あるいは特集を組む議論
がどんなふうになったのか聞きたい。

○新田議会広報特別委員長

先ほど熊高議員が言った部分だが、前段について今まで議会広報
の中である程度説明してきた。先川議員が言うように、この紙1枚
を見たときに、全て大体内容が理解できるという方向が、望ましい
とは理解している。

ただ熊高議員が言われた特別号なり、もっと詳しくやったほうが
いいんじゃないかというところも理解はできるが、皆さんどのよう
に考えるか、率直に言ってもらいたいと思う。

○大下議員

さっき先川議員が言ったように、やはり前段があるので、これだ
け見ただけだと何のことか分からない。意見聴取を受け入れなかつ
た内容が全然分からない。基本的にこの意見を受けなかったのは、
既に討論してあるわけである。そこらを書いてないと、市民がこれ
を見ただけだと全く分からない。

○新田議会広報特別委員長

ありがとうございます。前段を通して、①の理解をしていただく
というところで、討論で全て議員は話をすると、簡潔にまとめて
書いたほうがわかりやすいという意見でよかったと思うが、ほかは
どうか。

○熊高議員

だから、特集号でやってしまうという前提があるのかなのか。
先川議員も言われたと思うが、特集号を組んだらどうかと。広報委
員会の中で、このページだけでやるんだと決定したのなら、我々も
意見を述べないとして、そこはどうか。

○新田議会広報特別委員長

とりあえずはこの1ページでまとめてはみたが、委員の意見も皆

さんそれぞれ思いも持っている。

先ほど熊高議員が言った別な広報として出すべきか、いやいや市長が言うことは一定程度理解はできるが、同じ土俵で戦う必要ないんじゃないかといった意見も出てきたし、そもそも何でこれに出すきっかけになったのかというところをまず説明するべきじゃないかというところもあったので、皆さんの意見として、まずはこの12月定例会、2月発行の広報の中で、きちっと説明すればいいと言われるか、それとももっと詳しく、市長の全文まで入れる必要があるかどうか。そこの部分を含めて、意見を聞かせてもらえばと思う。

○熊高議員

結果としてここまで集約されたんだというふうに理解する。今日もいろいろと委員会の在り方とかの話があった。こういったことも素早く伝えるという行動が大事だと思う。どんどん動いており、どこまでをどうするのかというのがあるので、12月議会を出すのが2月の分でしょ。そしたら今のようなことも含めて出さなければなりませんよね。

その辺の整理が、時間がたてばたつほど、どんどんかさばり、整理整頓が難しくなってくる。一旦ここまでのものがこうというふうに伝え、このページでやってしまうという考え方でいくなら理解するが、中身についてはこのカラー刷りで出すのか、今日特別にカラーにしたのか。逆にちょっと分かりにくいと思う。

だから、市長の発言、議長の発言、あるいはそういった発言者が分かるようにしていくのなら、例えば左の上の1234この白文字を、オレンジの1のところ、頭につけたほうがいいのか、いろんな手法はあると思うが、市民の人が分かるように伝えるというのが今回の目的だから、その辺は研究をしていただきたい。

それとさっき先川議員も言われたように、市民グループ云々というのは、これも全くこれだけでは意味が分からんし、いろいろ背景もあるでしょうから、何回かやりとりしているわけですよね。そういうのも伝えないと、これもまた誤解が誤解を生むような感じになるというような気がする。

○新田議会広報特別委員長

ありがとうございます。ほか、意見はどうか。

暫時休憩をする。

【暫時休憩 13:26~13:27】

○新田議会広報特別委員長

休憩を閉じて再開する。

市長室の時の議長と市長との会話記録について、それも載せるか載せないかという意見も出てたので、皆さんどうか。

○山本（優）議員

内容については先川議員や大下議員の言ったように、1番と4番について、私も同じように思うが、内容についてはあれでいいと思

う。

だけどこれを発行するのが、2月に出したのでは、今、熊高議員が言ったようにその間にまた出てくる可能性もあるので、なるべく早くこれを発行したほうがいいと思うが、その発行の仕方だが、市広報にはせ込んで出すとか、そういう方法が取れるか取れんか、またこれを1枚で、配達できるのかの検討はどうか。今言ったように2月じゃこれを出すのが遅いんじゃないかと思うが、どうか。

○新田議会広報特別委員長

今の意見は、この内容で2月発行はもう遅いんじゃないかという意見をいただいた。1枚で可能であれば市広報等にはさんでいく方法の提案もいただいた。

あわせて先ほどの議事録について、文字起こしができているので、その辺を付けるか付けないか、それも意見を伺ってみたいと思う。

○児玉議員

前回のときに特別号でもって言ったんですよ。この経緯を非常によくまとめていただいている。それと先ほど熊高議員言われたように、その都度変化してくるので、そういった意味で、その都度こういったまとめ方で発行するのがいいのかなと、見てそう思った。

それから初っぱなの部分の1.2.3.4だが、ここはあっさり抜いて市政の動きに対する議会の見解というところで、今回の副市長案件に関してこういう経緯ですよとか、あるいは4者会議が、実際にできなかった経緯を報告しますとか何かちょっと、分かりやすい表題をぼんと入れたほうがいいんじゃないか。

それと、資料の添付になると小さい文字がたくさん付くので分かりやすくはなるが、読む方が限られるので、ここのページの最後のところに4者協議議事録から抜粋とか、何か注釈をつけてやるのが読む人にとっては簡単に思えると感じる。

○新田議会広報特別委員長

児玉議員から、左上ページの1から4をなくして、もっと簡潔明瞭に、分かりやすくしたらどうかという提案と、この分については、議事録から抜粋しているとあえてつける必要ないんじゃないかという意見もいただいたが、皆さんどうか。

○熊高議員

今おっしゃったこと、先ほど質問申し上げたことと似たような解釈もあるが、今の1.2.3.4別段に表題があるが、それを色刷りしてある部分のところにきちっと入れて表現したほうが、白地のところを見てまた、下に飛んでというような目の移動もあるし、そういうまとめ方のほうがいいと思う。

それと、議事録から抜粋してると、全文見たい方は議会事務局へ申し入れれば、読むことができるといったこともつけ加えておけば、さらに詳しく知りたい人はそういう手だてもあると伝えればいいかと思う。

○芦田議員

11月の広報あきたかたに正副議長が欠席と載っており、あともう1つ、新田議員と山本議員の問題行動という内容で載って、個人的な議員の問題行動とか、読む人も理解しにくいし、

どういう問題があったんだろうかということはあるが、議会広報特別委員会では、新田議員と山本議員の分は、この特別号も2月も出さないと決まった。

そうすると、4者会議に欠席が広報あきたかたに載ったから、それに関して、まずこういう載せ方に対して抗議をして、それが間違いなら、訂正をしてもらわないといけないだろうと思うが、抗議をしてないと、さっき先川議員や大下議員が言ったように、ここだけが載ったら、何のいきさつでこれを載せたのか議会は、と言うふうに思われる可能性があると思う。

抗議したけど全く訂正もされないの、議会としてこういうことがあって出席していないということを明確にする必要があると思う。そこらは議長と副議長が、それはこういうふうに思うから抗議するとか、何かがないと、何でこれをしたのか分からずに特別号を出しても、こういうものへお金かけるのかと批判する市民もいるのではないかと思う。

明確にすることと、抗議をしてなかったら何でここで議会としてここまで書かざるを得なかったか、よく見えないんじゃないかと思う。まだ抗議をしている段階でも、抗議もしていないんですよ。そこらをちょっとお聞きしたい。

やっぱり特別号を出すということになると、この間事務局から聞いたが、今までまだ1回しか出してない。そんな簡単にしょっちゅう特別号を出すものではないというのがあるんじゃないかと思う。

出した理由が前段に、しっかり納得できるものが書けるようにならないと、と思うが、そうすると抗議をしてないと、ただ、いま出したじゃないかというだけで、そこらの整理をして前段にどういうことを書くかということが出てくると思うが、そこらを議長はどのように思われているか聞きたい。

○新田議会広報特別委員長

その意見は議会広報特別委員会の中でも出たが、皆さんが芦田委員のように言いたい方は黙って今聞いている状態なんで、ここでの協議はなかなか難しいなど。

今まで議長・副議長ともに、全員協議会の中では皆さんから、大きな声でもっと抗議するべきだというところは皆さん同意されなかった記憶が私はあるので、今ここで協議することは、芦田議員に申し訳ないが、する必要はないと思っている。また別な段階で、それはやっていきたいと思う。

暫時休憩する。

【暫時休憩 13:37~13:51】

○新田議会広報特別委員長

休憩を閉じて再開する。

休憩中に様々な提案をいただき、大変ありがとうございます。なかなか全ての議員の思う通りにならず、大変申し訳ないと思うが、一つの案として、広報あきたかたの市政の動きに対するあくまでも議会の見解としてここに至った経緯を、前もって議長と市長との対話以前に、なぜこういう形になったかということ、詳しく説明をした上で、今回この広報をやるという流れを再度作らせていただくという形よろしいか。

あと発行については、12月定例会終わりの2月広報の中で、きちんと入れていくという形でいいか。臨時号ですか？ここでもう1回意見をいただきたい。

2月の広報発行では遅いという意見もいただいているので、その辺皆さんいかがか。

議会広報特別委員会の中は、2つに割れている。12月編集し、2月発行の議会広報でという意見もあるし、もう1つは別冊としてという意見もあった。まだネット上だけでいいんじゃないかという意見もあった。委員外の意見を伺いたい。

暫時休憩する。

【暫時休憩 13:54~14:06】

○新田議会広報特別委員長

休憩を閉じて再開する。

今回の広報あきたかたの市政の動きについて、議会としてこの4者会議欠席が1番重要なところなので、今回発行するに当たり、市民にだから発行するんだということが分かるような形でやっていると、皆さんの意見をいただいた。

また特別号として発行するべきなのか、それとも12月定例会2月広報として発行するべきか、またホームページも掲載等も含めて、もう1回再度仕上げ、その中身をまた全議員で確認して、全議員同意のもとで発行したということをやっていききたいと思うが、これで皆さんよろしいか。

(異議なし)

賛成多数ということで、この方向性でまず取組をもう一度していきたいと思うので、よろしく願います。

それでは、マイクを副議長へ返す。

(2)各種審議会委員の選出について

○石飛副議長

それでは、その他の項の(2)「各種審議会委員の選出について」の説明を事務局より説明する。

○森岡事務局長

「各種審議会委員の選出について」である。

安芸高田市災害義援金配分委員の推薦について、福祉保健部社会福祉課から市長名で届いている。

これは、本年8月13日から広島県豪雨災害で被害が発生し、集まった義援金を配分するため、配分委員会を設置することとなった。

平成30年7月豪雨に関する義援金の配分については、前回、6月21日の全員協議会で決めていただき、大下産業厚生常任委員長が務めている。その最後1回の義援金の配分委員会ということで、そのときは1回だけの会議となった。30年度の30年災は終わり、今回は8月13日からの災害について、委員会設置による委員選出を依頼するものである。

同様に産業厚生常任委員長になっていただいたほうがいいのではないかという思いだが、皆さんの意見をいただきたい。

○石飛副議長

ただ今の事務局の説明に不明な点はないか。

(質疑なし)

では、前回とおり産業厚生常任委員長に義援金配分委員選出するというので、異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのようにする。

ほかに、事務局より連絡事項はあるか。

(なし)

では、以上で事務局からの諸連絡を終わる。

ないようなので、5番のその他の項を終わる。

6. 議員間討議事項について

○石飛副議長

次に、6番の議員間討議事項についてを議題とする。

議員間での討議が必要な案件があるか。

(なし)

ないようなので以上で本日の全員協議会を終了する。

大変お疲れさまでした。

7. 閉 会 【14:11】